

◆◆◆◆松阪市◆◆◆◆

三世代同居・近居支援補助事業

平成29年4月より、松阪市三世代同居・近居支援補助事業がスタートしました。市外から転入し、新たに三世代（親世帯・子世帯・孫）の同居や近居を始める世帯に対し、住宅の取得（新築・購入）及び増改築・リフォームに係る費用の一部について補助金を支給します。

対象者

市外から転入し、三世代家族（同居・近居）となった世帯が対象です。近居とは、同小学校区に住む場合をいい、小学校区が異なる場合は直線距離で1km以内の世帯です。

主要件

「親世帯もしくは子世帯のどちらか」又は
「両世帯」が市外から転入すること

三世代同居・近居の状態が
1年以上継続すること

孫が中学3年生までであること

松阪市の市税等の滞納がないこと

過去にこの事業の補助金を
受けていないこと



【補助金額】

三世代同居・近居世帯の住環境を整備するための新築や購入に係る工事請負契約金額又は売買契約金額や増改築・リフォームに係る工事に要した費用（総額20万円以上であること）の2分の1の額又は上限額（同居30万円、近居20万円）のいずれか低い方の額を補助します。

（例）同居するために増改築に100万円かかった場合

⇒ $100\text{万円} \times 2\text{分の}1 = 50\text{万円} > 30\text{万円}$ 補助金額は30万円です。

同居：30^{（上限）}
万円
近居：20^{（上限）}
万円

【手続き】

住宅の取得・増改築・リフォームが完成し、三世代の同居・近居を開始した日から6か月以内に、下記の申請窓口に補助金申請をしていただくことになります。

詳しくは、裏面の手続きの流れをご覧ください。

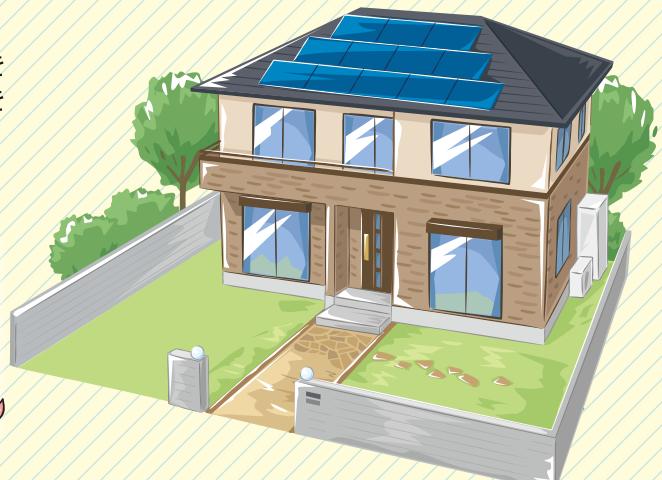


お問い合わせ先（申請窓口）

松阪市役所 こども局 こども支援課こども係

松阪市殿町1340番地1（市役所1階）

TEL:0598-53-4081



同居・近居支援補助事業に関する手続きの流れ

①住宅の取得・増改築・リフォーム完成



1年以内であること

遅い方の日付(①か②)が平成29年4月1日以降であること

②三世代の同居・近居開始(住民票が異動されていること)

※仮住まい等で事前に転入される場合は、同居・近居までの期間が1年以内であること。

※①と②は前後しても構いません。



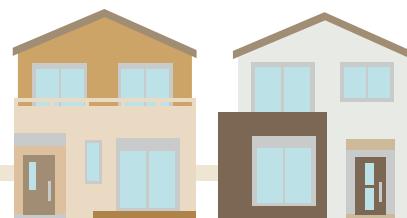
6か月以内であること

③松阪市三世代同居・近居支援補助金交付申請書兼実績報告兼請求書(様式第1号)に下記の書類を添付し、申請する。

※様式第1~4号の書類は窓口(松阪市役所こども支援課こども係)にあります。

- ①. 誓約書(様式第2号)
- ②. 松阪市三世代同居・近居支援補助金交付調査書(様式第3号)
- ③. 市税等調査同意書(様式第4号)
- ④. 補助対象経費の領収書の写し及び領収金額の内訳が分かる書類の写し
- ⑤. 世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- ⑥. 孫が出生後に三世代同居・近居をする予定の胎児である場合にあっては、母子健康手帳の写し又は出産予定であることを確認できる書類の写し
- ⑦. 住宅の取得の場合には、工事請負契約書又は売買契約書の写し及び引渡し日が確認できる書類の写し
- ⑧. 増改築・リフォームの場合には、増改築・リフォームの施工前及び施工後の状態が確認できる写真
- ⑨. 住宅の登記事項証明書の写し

※状況によって、他に必要書類を求める場合があります。

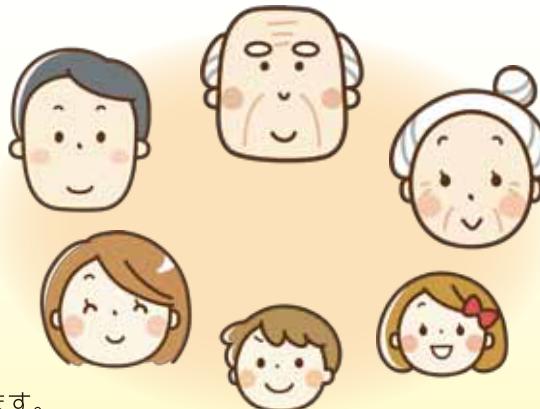


審査期間(通常約1か月)

④交付に関する決定通知書の発送

⑤三世代同居・近居支援補助金の支給

同居	近居
上限30万円	上限20万円



⑥1年後の同居・近居確認

1年後に同居・近居の状況に変更がないか確認させていただきます。